



宮 崎 県 公 報

平成26年3月31日(月曜日)号外 第19号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第43号)

- 改正の理由及び主な内容
地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 施行期日
この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)	(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)
第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上に当該取得の日から2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅 (以下「特例適用住宅」という。) を新築すること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある同条第2項に規定する <u>既存住宅等</u> (以下「 <u>既存住宅等</u> 」という。) を取得することを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。	第41条 法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上に当該取得の日から2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅 (以下「特例適用住宅」という。) を新築すること、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内に当該土地の上にある同条第2項に規定する <u>耐震基準適合既存住宅等</u> (以下「 <u>耐震基準適合既存住宅等</u> 」という。) を取得することを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 特例適用住宅の新築予定年月日又は <u>既存住宅等</u> の取得予定年月日	(4) 特例適用住宅の新築予定年月日又は <u>耐震基準適合既存住宅等</u> の取得予定年月日
(5) 新築予定特例適用住宅又は取得予定 <u>既存住宅等</u> の床面積	(5) 新築予定特例適用住宅又は取得予定 <u>耐震基準適合既存住宅等</u> の床面積
(6) [略]	(6) [略]
	<u>耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶</u>

<p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の3 法第73条の27の3第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(再開発会社の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の4 法第73条の27の4第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(農地保有合理化法人等の農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の5 法第73条の27の5第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の6 法第73条の27の6第2項において準用する法第73条の27の3第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項(第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の5第2項の規定によって不動産取得税について徴収猶予を受けた者が、</p>	<p>予)</p> <p>第41条の2 法第73条の27の2第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税者の住所及び氏名又は名称</p> <p>(2) 家屋の取得年月日</p> <p>(3) 法第73条の14第3項に規定する耐震基準に適合する旨の証明の取得予定年月日</p> <p>(4) 前3号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の2の2 法第73条の27の3第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の3 法第73条の27の4第2項の規定による申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(再開発会社の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の4 法第73条の27の5第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の5 法第73条の27の6第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定による当該不動産の取得に係る申告書を提出する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第41条の6 法第73条の27の7第2項において準用する法第73条の27の4第2項に規定する申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証明するに足る書類を添えて、第38条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(不動産取得税の徴収猶予の取消し)</p> <p>第42条 知事は、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)又は第73条の27の6第2項の規定によって不動産取得税について</p>
---	--

次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項又は第73条の27の6第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第4項(第73条の27の4第2項及び第73条の27の6第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の5第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、法第73条の27の2第1項又は法附則第11条の4第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項及び第3項において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。))、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものと混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第2項で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定めるものをいう。次項において同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車

徴収猶予を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その徴収猶予した税額の全部又は一部について、その徴収猶予を取り消し、直ちに徴収する。

(1) 法第73条の24第1項第1号若しくは第2項第1号、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項、第73条の27の4第1項、第73条の27の5第1項、第73条の27の6第1項又は第73条の27の7第1項の規定の適用がないことが明らかとなったとき。

(2) [略]

(不動産取得税の充当)

第42条の2 知事は、法第73条の2第7項、第73条の27第1項、第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項、第73条の27の4第4項(第73条の27の5第2項及び第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)及び第73条の27の6第3項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

附 則

(不動産取得税の税率の特例)

第8条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項若しくは第2項、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は法附則第11条の4第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、同条中「2年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。)」とあるのは、「3年(当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅(以下「特例適用住宅」という。))が新築されることが困難である場合として地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「政令」という。)附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)以内に特例適用住宅」とする。

(自動車税の税率の特例)

第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)附則第5条第1項で定めるものをいう。以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次項において同じ。))、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものと混合物で省令附則第5条第3項で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車)で省令附則第5条第2項で定めるものをいう。次項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)で併せて電気その他の省令附則第5条第4項で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令附則第5条第5項で定める

を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で、平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で、平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の総排気量が1リットル以下のものの項から総排気量が6リットルを超えるものの項まで	営業用		7,500	8,200
			8,500	9,300
			9,500	10,400
			13,800	15,100
			15,700	17,200
			17,900	19,600
			20,500	22,500
			23,600	25,900
			27,200	29,900
	40,700		44,700	
	自家用		29,500	32,400
			34,500	37,900
			39,500	43,400
			45,000	49,500
			51,000	56,100
			58,000	63,800
			66,500	73,100
			76,500	84,100
88,000		96,800		
111,000	122,100			

[略]

別表第2（その1） 特種用途車の霊柩車 の項から乗用車に類するものの4輪以上の小型自動車に類するものの総排気量が1.5リットルを超えるものの項まで	営業用		12,100	13,300
			6,000	6,600
			6,800	7,400
			7,600	8,300
			11,000	12,100
			12,500	13,700
			14,300	15,700
			16,400	18,000
			18,800	20,600
			21,700	23,800
			32,500	35,700
			24,200	26,600
			25,200	27,700
			26,300	28,900
			12,400	13,600
13,400	14,700			
14,500	15,900			

ものをいう。次項及び第3項第3号において同じ。) 並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。) に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第2（その1） 乗用車の総排気量が1リットル以下のものの項から総排気量が6リットルを超えるものの項まで	営業用		7,500	8,600
			8,500	9,700
			9,500	10,900
			13,800	15,800
			15,700	18,000
			17,900	20,500
			20,500	23,500
			23,600	27,100
			27,200	31,200
	40,700		46,800	
	自家用		29,500	33,900
			34,500	39,600
			39,500	45,400
			45,000	51,700
			51,000	58,600
			58,000	66,700
			66,500	76,400
			76,500	87,900
88,000		101,200		
111,000	127,600			

[略]

別表第2（その1） 特種用途車の霊柩車 の項から乗用車に類するものの4輪以上の小型自動車に類するものの総排気量が1.5リットルを超えるものの項まで	営業用		12,100	13,900
			6,000	6,900
			6,800	7,800
			7,600	8,700
			11,000	12,600
			12,500	14,300
			14,300	16,400
			16,400	18,800
			18,800	21,600
			21,700	24,900
			32,500	37,300
			24,200	27,800
			25,200	28,900
			26,300	30,200
			12,400	14,200
13,400	15,400			
14,500	16,600			

	自家用		16,400	18,000		自家用		16,400	18,800
			23,600	25,900				23,600	27,100
			27,600	30,300				27,600	31,700
			31,600	34,700				31,600	36,300
			36,000	39,600				36,000	41,400
			40,800	44,800				40,800	46,900
			46,400	51,000				46,400	53,300
			53,200	58,500				53,200	61,100
			61,200	67,300				61,200	70,300
			70,400	77,400				70,400	80,900
			88,800	97,600				88,800	102,100
			32,900	36,100				32,900	37,800
			34,300	37,700				34,300	39,400
			35,800	39,300				35,800	41,100
			16,800	18,400				16,800	19,300
			18,300	20,100				18,300	21,000
			19,700	21,600				19,700	22,600
[略]					[略]				
別表第 2 (その 1) 特種用途車の 3 輪車 に類するものの小型 自動車からその他の 項まで	営業用		4,600	5,000	別表第 2 (その 1) 特種用途車の 3 輪車 に類するものの小型 自動車からその他の 項まで	営業用		4,600	5,200
			3,900	4,200				3,900	4,400
			24,200	26,600				24,200	27,800
別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	自家用		6,300	6,900	別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	自家用		6,300	7,200
			5,300	5,800				5,300	6,000
			32,900	36,100				32,900	37,800
[略]					[略]				

2 次の各号に掲げる自動車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成26年度分の自動車税に係る第61条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
別表第 2 (その 1) 乗用車の総排気量が 1 リットル以下のもの の項から総排気量が 6 リットルを超えるもの の項まで	営業用		7,500	8,200
			8,500	9,300
			9,500	10,400
			13,800	15,100
			15,700	17,200
			17,900	19,600
			20,500	22,500
			23,600	25,900
			27,200	29,900
			40,700	44,700
	自家用		29,500	32,400

			34,500	37,900
			39,500	43,400
			45,000	49,500
			51,000	56,100
			58,000	63,800
			66,500	73,100
			76,500	84,100
			88,000	96,800
			111,000	122,100
別表第 2 (その 1) トラックの最大積載 量が 1 トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	7,100
			9,000	9,900
			12,000	13,200
			15,000	16,500
			18,500	20,300
			22,000	24,200
			25,500	28,000
			29,500	32,400
			4,700	5,100
			7,500	8,200
		15,100	16,600	
		8,000	8,800	
		11,500	12,600	
		16,000	17,600	
		20,500	22,500	
		25,500	28,000	
		30,000	33,000	
		35,000	38,500	
		40,500	44,500	
		6,300	6,900	
	10,200	11,200		
	20,600	22,600		
別表第 2 (その 1) 特種用途車の ^{きゅう} 霊柩車 の項から乗用車に類 するものの 4 輪以上 の小型自動車に類す るものの総排気量が 1.5リットルを超え るものの項まで	営業用		12,100	13,300
			6,000	6,600
			6,800	7,400
			7,600	8,300
			11,000	12,100
			12,500	13,700
			14,300	15,700
			16,400	18,000
			18,800	20,600
			21,700	23,800
		32,500	35,700	
		24,200	26,600	
		25,200	27,700	
		26,300	28,900	
		12,400	13,600	
		13,400	14,700	
		14,500	15,900	
		16,400	18,000	
		23,600	25,900	
		27,600	30,300	
	31,600	34,700		
	36,000	39,600		
	40,800	44,800		

			46,400	51,000	
			53,200	58,500	
			61,200	67,300	
			70,400	77,400	
			88,800	97,600	
			32,900	36,100	
			34,300	37,700	
			35,800	39,300	
			16,800	18,400	
			18,300	20,100	
			19,700	21,600	
別表第 2 (その 1) 特種用途車のトラックに類するものの最大積載量が 1 トン以下のものの項から普通自動車に属するけん引車の項まで	営業用		17,900	19,600	
			18,900	20,700	
			20,000	22,000	
			21,000	23,100	
			22,100	24,300	
			23,100	25,400	
			24,200	26,600	
			25,200	27,700	
			1,100	1,200	
			7,500	8,200	
		15,100	16,600		
		自家用		24,300	26,700
				25,800	28,300
				27,100	29,800
				28,600	31,400
				30,000	33,000
				31,500	34,600
				32,900	36,100
				34,300	37,700
				1,500	1,600
			10,200	11,200	
			20,600	22,600	
別表第 2 (その 1) 特種用途車の 3 輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで	営業用		4,600	5,000	
			3,900	4,200	
			24,200	26,600	
	自家用		6,300	6,900	
			5,300	5,800	
		32,900	36,100		
別表第 2 (その 1) 3 輪車の項	営業用		4,500	4,900	
			3,900	4,200	
	自家用		6,000	6,600	
			5,300	5,800	
別表第 2 (その 2) バスの項	営業用	その他	26,500	29,100	
			32,000	35,200	
			38,000	41,800	
			44,000	48,400	
			50,500	55,500	
	57,000	62,700			
	64,000	70,400			
	自家用			33,000	36,300
				41,000	45,100
				49,000	53,900
			57,000	62,700	

			65,500	72,000
			74,000	81,400
			83,000	91,300
別表第 2 (その 2) 特種用途車のバスに 類するものの項	営業用	その他	21,200	23,300
			22,400	24,600
			23,600	25,900
			24,800	27,200
			25,900	28,400
			27,100	29,800
			28,200	31,000
	自家用		25,800	28,300
			27,100	29,800
			28,600	31,400
別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のも の項	営業用		3,700	4,100
	自家用		5,200	5,700
別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1 .5 リットル以下のも の項	営業用		4,700	5,200
	自家用		6,300	6,900
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項	営業用		6,300	6,900
	自家用		8,000	8,800
別表第 5 バスの項			12,000	13,200
			14,500	15,900
			17,500	19,200
			20,000	22,000
			22,500	24,700
			25,500	28,000
別表第 5 特種用途車 でバスに類するもの の項			29,000	31,900
			18,900	20,700
			20,000	22,000
			21,000	23,100
			22,100	24,300
			23,100	25,400
		24,200	26,600	
		25,200	27,700	

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

- (1) [略]
- (2) 次に掲げる天然ガス自動車

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) [略]
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のもの)にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（以下「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第3項で定めるもの（以下「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第5項で定めるものをいう。次項において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第6項で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第5項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第7項で定めるもの（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの

[略]

3 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5項第5号において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第5条の2第1項で定めるもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令附則第5条の2第3項で定めるものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令附則第5条の2第4項で定めるエネルギー消費効率（第5項第4号及び第7項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第5条の2第5項で定めるもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第6項で定めるもの

[略]

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第9項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第10項で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第5項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、第4欄に掲げる字句は、第5欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

[略]

4 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

[略]

5 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第10

項で定めるものに適合するもの				
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
別表第 2 (その 1) 乗用車の項	営業用		7,500	2,000
			8,500	2,500
			9,500	2,500
			13,800	3,500
			15,700	4,000
			17,900	4,500
			20,500	5,500
			23,600	6,000
			27,200	7,000
			40,700	10,500
		7,500	2,000	
	自家用		29,500	7,500
			34,500	9,000
			39,500	10,000
			45,000	11,500
			51,000	13,000
			58,000	14,500
			66,500	17,000
			76,500	19,500
			88,000	22,000
		111,000	28,000	
別表第 2 (その 1) トラックの最大積載 量が 1 トン以下のも の項から普通自動 車に属するけん引車 の項まで	営業用		6,500	2,000
			9,000	2,500
			12,000	3,000
			15,000	4,000
			18,500	5,000
			22,000	5,500
			25,500	6,500
			29,500	7,500
			4,700	1,200
			7,500	2,000
	自家用		15,100	4,000
			8,000	2,000
			11,500	3,000
			16,000	4,000
			20,500	5,500
			25,500	6,500
			30,000	7,500
			35,000	9,000
			40,500	10,500
			6,300	1,600
別表第 2 (その 1) トラックの電気自動 車のうち、最大乗車 定員が 4 人以上で乗 用車に準ずるものの 項	営業用		9,700	2,500
	自家用		13,100	3,500
別表第 2 (その 1) 特種用途車 <small>きょう</small> の靈 <small>きょう</small> 極車	営業用		12,100	3,500
			6,000	1,500

	の項からトラックに 類するものの普通自 動車に属するけん引 車の項まで		6,800	2,000	
			7,600	2,000	
			11,000	3,000	
			12,500	3,500	
			14,300	4,000	
			16,400	4,500	
			18,800	5,000	
			21,700	5,500	
			32,500	8,500	
			24,200	6,500	
			25,200	6,500	
			26,300	7,000	
			12,400	3,500	
			13,400	3,500	
			14,500	4,000	
			7,500	2,000	
			17,900	4,500	
			18,900	5,000	
			20,000	5,000	
			21,000	5,500	
			22,100	6,000	
			23,100	6,000	
			24,200	6,500	
			25,200	6,500	
			1,100	300	
			7,500	2,000	
			15,100	4,000	
			自家用	16,400	4,500
				23,600	6,000
				27,600	7,000
				31,600	8,000
				36,000	9,000
				40,800	10,500
				46,400	12,000
				53,200	13,500
				61,200	15,500
				70,400	18,000
				88,800	22,500
				32,900	8,500
				34,300	9,000
		35,800	9,000		
		16,800	4,500		
		18,300	5,000		
		19,700	5,000		
		29,500	7,500		
		24,300	6,500		
		25,800	6,500		
		27,100	7,000		
		28,600	7,500		
		30,000	7,500		
		31,500	8,000		
		32,900	8,500		
		34,300	9,000		
		1,500	400		

			10,200	3,000
			20,600	5,500
別表第2(その1)	営業用		9,700	2,500
特種用途車の電気自動車のうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものの項	自家用		13,100	3,500
別表第2(その1)	営業用		4,600	1,500
特種用途車の3輪車に類するものの小型自動車からその他の項まで			3,900	1,000
			24,200	6,500
	自家用		6,300	2,000
			5,300	1,500
			32,900	8,500
別表第2(その1)	営業用		4,500	1,500
3輪車の項			3,900	1,000
	自家用		6,000	1,500
			5,300	1,500
別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	12,000	3,000
バスの項			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
			29,000	7,500
		その他	26,500	7,000
			32,000	8,000
			38,000	9,500
			44,000	11,000
			50,500	13,000
			57,000	14,500
			64,000	16,000
	自家用		33,000	8,500
			41,000	10,500
			49,000	12,500
			57,000	14,500
			65,500	16,500
			74,000	18,500
			83,000	21,000
別表第2(その2)	営業用	一般乗合用	18,900	5,000
特種用途車のバスに類するものの項			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
			24,200	6,500
			25,200	6,500
		その他	21,200	5,500
			22,400	6,000
			23,600	6,000
			24,800	6,500
			25,900	6,500
			27,100	7,000
			28,200	7,500
	自家用		25,800	6,500

			27,100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7,500
			31,500	8,000
			32,900	8,500
			34,300	9,000
別表第 4 総排気量が 1 リットル以下のも のの項	営業用		3,700	1,000
	自家用		5,200	1,300
別表第 4 総排気量が 1 リットルを超え 1 .5 リットル以下のも のの項	営業用		4,700	1,200
	自家用		6,300	1,600
別表第 4 総排気量が 1.5 リットルを超え るものの項	営業用		6,300	1,600
	自家用		8,000	2,000
別表第 5 バスの項			12,000	3,000
			14,500	4,000
			17,500	4,500
			20,000	5,000
			22,500	6,000
			25,500	6,500
別表第 5 特種用途車 でバスに類するもの の項			29,000	7,500
			18,900	5,000
			20,000	5,000
			21,000	5,500
			22,100	6,000
			23,100	6,000
		24,200	6,500	
		25,200	6,500	

6 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 110 を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもので省令附則第 5 条の 2 第11項で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第 3 項の表の第 1 欄、第 2 欄及び第 3 欄の区分に応じ、同表の第 4 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 5 欄に掲げる字句とする。

5 第 3 項（第 4 号に係る部分に限る。）及び前項の規定は、平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第13項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第14項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第 3 項第 4 号中「基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第 5 項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に 100分の 110」とあるのは「前項第 4 号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の 138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とある

7 第 3 項（第 4 号に係る部分に限る。）及び第 4 項の規定は、平成 27 年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第12項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）を算定する方法として省令附則第 5 条の 2 第13項で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第 3 項第 4 号中「平成27年度以降」とあるのは「平成22年度以降」と、「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率」と、「100分の 110」とあるのは「100分の 138」と、第 4 項中「平成27年度基準

のは「第 2 項第 4 号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の 125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の 125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成25年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

